

目 次

令和元年5月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時42分）

招集告示	1
開会、開議	8
仮議席の指定	8
議長選挙	8
休憩（午前 9時59分）	10
再開（午前10時00分）	11

議事日程（第1号追加1）

会期の決定	12
副議長選挙	12
休憩（午前10時13分）	14
再開（午前10時15分）	15
議席の指定	15
会議録署名議員の指名	16
休憩（午前10時16分）	16
再開（午前10時23分）	17
常任委員会委員の選任	17
休憩（午前10時25分）	17
再開（午前10時28分）	18
常任委員会正副委員長の決定	18
休憩（午前10時29分）	18
再開（午前10時40分）	19
議会運営委員会委員の選任	19
休憩（午前10時41分）	20
再開（午前10時48分）	20
議会運営委員会正副委員長の決定	21
議会広報特別委員会の設置（発議第1号）	21
発議第1号に対する質疑	21
討論、採決（発議第1号）	22

休憩（午前 10 時 51 分）	22
再開（午前 10 時 56 分）	23
議会広報特別委員会委員の選任	23
休憩（午前 10 時 57 分）	24
再開（午前 10 時 59 分）	24
議会広報特別委員会正副委員長の決定	24
休憩（午前 11 時 00 分）	25
再開（午後 11 時 23 分）	25
小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙	25
伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙	26
香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	27
小豆島中央病院企業団議会議員の選挙	28
香川県広域水道企業団議会議員の選挙	29
休憩（午後 11 時 32 分）	30
再開（午後 0 時 6 分）	30
議会運営委員長報告	30
議事日程（第 1 号追加 2）	
議案の上程、提案理由の説明 （議案第 1 号～議案第 5 号）	32
提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 5 号）	34
討論、採決（議案第 1 号～議案第 5 号）	34
議案の上程（同意第 1 号）	36
提案理由の説明（同意第 1 号）	36
提案理由に対する質疑（同意第 1 号）	37
討論、採決（同意第 1 号）	37
閉会中の継続調査の申出	37
議員の派遣について	38
閉会（午後 0 時 23 分）	38

令和元年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 41 号

令和元年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年 5 月 8 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和元年 5 月 15 日（水）
- 2、場 所 土庄町役場 議 場
- 3、議 題 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
 - (6) 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
 - (7) 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について
 - (9) 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について
 - (10) 土庄町監査委員の選任について
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例等の一部を改正する条例)
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
 - (13) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
 - (14) 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (15) スクールバスの購入について

令和元年 5 月 15 日(水曜日) 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議会事務局長（渡辺志保君）

おはようございます。議会事務局長の渡辺でございます。

開会に先立ちまして 1 点お知らせいたします。本日 11 時から全国一斉の Jアラート訓練があります。開議中に訓練放送が聞こえることがありますが、なにとぞご了承ください。

改めまして、このたびは、議員の皆さま、ご当選誠におめでとうございます。

本臨時会は、ご承知のとおり一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の議員は、井上正清議員でございますので、ご紹介申し上げます。

井上正清議員、議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（井上正清君）

ただ今、ご紹介をいただきました、井上正清でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何卒よろしく願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

○臨時議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年 5 月土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまのご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆さまにおかれましては、去る 4 月 21 日に行われました土庄町議会議員選挙の結果、めでたくご当選されましたことを心からお祝い申し上げます。また、この度は、4 名の方が新しく当選をされました。これから、土庄町の発展のため、大いにご活躍をされることと存じます。

ご承知のとおり、土庄町を取り巻く環境は、厳しさを増しております。今後とも議員の皆さまと連携して、まちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

少しだけご報告させていただきたいと思いますが、まずこのゴールデンウィークです。過去にない 10 連休という長きの連休がありました。この土庄町というか、小豆島においては、瀬戸芸の話させていただきたいと

と思いますが、約3万、豊島が約1万8千人、約4万8千人の方が来島されています。ただし、この数字につきましては、瀬戸芸のお客さんですから、それプラス直接観光で来られた方等々を入れますと、5万になるか6万になるか分かりませんが、本当に多くの皆さんに来島いただきました。

そして、新聞等で皆さんご覧になったと思いますが、小豆島オリーブバスさんが、この度ですね、国土交通大臣表彰をいただきました。ちょうど13日、昨日、おとついで、松本町長と一緒に上京して受け取ってまいりましたけれども、理由はですね、1番遠いところが当時1,180円、福田から土庄が300円になったということと、初乗りからでも300円。発着地点とか、再編によってですね、学校とか病院を起点にしながら再編をやったということ、それから料金を下げたにも関わらず、お客さんが増えて赤字にはなっていないということの評価が認められて、第10回の大臣表彰ということで受け取ってまいりました。

また、今朝皆さん新聞見たと思いますが、日本遺産登録。8名の議員の皆さんはご存知だと思うんですけど、去年からここでも何回かお話をさせていただきました。笠岡、丸亀、土庄、小豆島町、2市2町で行ってまいりました日本遺産登録もですね、2回目でやっと今回認定の運びになりました。これも20日の日に東京のほうで認定式がありますが、今回はですね、16カ所の全国の日本遺産登録が決定されました。元々ですね、日本の政府のほうは、2020年パラリンオリンピックまでに約100カ所の認定。今のところ67カ所です。プラス今回が16カ所ですから、もうあと少しですね、認定されるということになっておりまして、今から観光課のほうも大変忙しくなると思うんですけども、2市2町で今からお客さんをどう、この日本遺産登録によってお客さんが増えていくか。また、そういう検証もしながらお客さんも増やしていく努力を2市2町でやっていくということになりました。

それから最後に1点。来年ですけれども、離島甲子園を、皆さんご存知かどうか分かりませんが、今年が第12回です。来年が13回になりますけれども、離島だけで中学生の方の野球をやろうということの、土庄ですね、一応手を挙げようかなと思って、今鋭意計画しながらですね、進めております。これにつきましても観光も含めて、島内の子ども達の活性化になるだろうと思ってやっています。

それ以外にもですね、追々にいくつかいろいろな話を国のほうとしておりますので、そのあたりはまた皆さん方にご報告できる時期が来たら、報告したいなと思っております。今後ともですね、いろいろとお話させていただきましたが、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

さて本日は、選挙後初めての議会でありまして、議会のスムーズな活動のためにその内部構成を整える機会ではありますが、専決処分の承認が4件、契約関係1件の議案を提案しております。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（井上正清君）

お諮りいたします。

この度、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たものでありますが、当選後の初議会でもありますので、お互いの住所、氏名、職業程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（井上正清君）

ご異議がないようですので、僭越でございますが、私から先に申し上げます。大木戸出身の井上正清でございます。職業は無職です。よろしくお願いたします。

それでは、1番議席の方から、順次お願い申し上げます。

○1番（茂木邦夫君）

失礼します。豊島出身の茂木邦夫でございます。職業、会社員でさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○2番（鈴木美香君）

立憲民主党の長浜から参りました鈴木美香と申します。職業は無職です。よろしくお願いたします。

○3番（福本達雄君）

大部出身の福本達雄です。職業は会社員です。どうぞよろしくお願いたします。

○4番（三木俊明君）

失礼いたします。大鐸地区出身の三木俊明です。職業は一応農業となっております。どうぞよろしくお願いたします。

○5番（岡野能之君）

伊喜末出身の岡野能之です。職業は製麺会社の代表を務めております。よろしくお願いたします。

○6番（岡本経治君）

おはようございます。鹿島出身の岡本経治です。職業は自営業です。よろしくお願いたします。

○7番（濱野良一君）

失礼いたします。浜崎出身の濱野良一と申します。職業は会社員、取締
をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○8番（高橋正博君）

土庄町浜崎の高橋正博と申します。職業は無職でございます。よろしく
お願ひいたします。

○9番（木場隆司君）

北浦出身の木場隆司と申します。職業は農業をやっております。よろし
くお願ひいたします。

○10番（福本耕太君）

おはようございます。日本共産党の福本耕太です。職業ではありません
が、役職として日本共産党の東部地区常任委員をしております。よろしく
お願ひいたします。

○11番（川本貴也君）

長浜出身、川本貴也でございます。職業、会社員です。よろしくお願ひ
いたします。

○臨時議長（井上正清君）

続いて執行部の方々も職名、氏名程度の自己紹介をお願いしたいと思
います。町長から順次よろしくお願ひいたします。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。町長の三枝邦彦でございます。出身は鹿島でござ
いますのでよろしくお願ひいたします。

○教育長（下地芳文君）

教育長の下地芳文と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○参事兼総務課長（鳥井基史君）

参事兼総務課長の鳥井です。よろしくお願ひいたします。

○参事兼企画課長（椎木 孝君）

参事兼企画課長の椎木孝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育総務課長の佐伯です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長（宮原正行君）

生涯学習課長の宮原と申します。よろしくお願ひいたします。

○出納室兼税務課長（奥村 忠君）

税務課長兼出納室課長をしております奥村忠です。よろしくお願ひいた
します。

○建設課長（濱口浩司君）

建設課長の濱口浩司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 商工観光課長（蓮池幹生君）
商工観光課長の蓮池幹生と申します。よろしくお願ひいたします。
- 農林水産課長（石床勝則君）
農林水産課長の石床勝則です。よろしくお願ひいたします。
- 住民環境課長（三木新治君）
住民環境課長の三木新治でございます。よろしくお願ひいたします。
- 健康増進課長（山本真由美君）
健康増進課長の山本真由美と申します。よろしくお願ひいたします。
- 福祉課長（笹山恵子君）
福祉課長の笹山恵子です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（井上正清君）
ありがとうございました。

令和元年 5 月 15 日（水曜日）午前 9 時 42 分 開 議

1、 出席議員（仮議席）

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（濱野良一君）	8 番（高橋正博君）	9 番（木場隆司君）
10 番（福本耕太君）	11 番（川本貴也君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	福 祉 課 長（笹山恵子）
健康増進課長（山本真由美）	住民環境課長（三木新治）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（石床勝則）
商工観光課長（蓮池幹生）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（宮原正行）	総務課副主幹（島原正喜）
総務課副主幹（岡本高志）	

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

令和元年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年5月15日（水曜日）午前9時30分 開議

（仮議席の指定について）

日 程

第 1 選挙第1号 議長選挙について

開会、開議

○臨時議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（井上正清君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

議長選挙

○臨時議長（井上正清君）

これより本日の日程に入ります。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（井上正清君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

お諮りいたします。土庄町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番茂木邦夫君及び2番鈴木美香君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番茂木邦夫君及び2番鈴木美香君を指名いたします。

投票用紙の配布をさせます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

（投票用紙配布）

○臨時議長（井上正清君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長（井上正清君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検・異状なし)

○臨時議長（井上正清君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

議会事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番茂木邦夫議員、2 番鈴木美香議員、3 番福本達雄議員、4 番三木俊明議員、5 番岡野能之議員、6 番岡本経治議員、7 番濱野良一議員、8 番高橋正博議員、9 番木場隆司議員、10 番福本耕太議員、11 番川本貴也議員、12 番井上正清議員、以上でございます。

(点呼順により投票を行う)

○臨時議長（井上正清君）

投票もれはありませんか。

(発言者なし)

○臨時議長（井上正清君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番茂木邦夫君及び 2 番鈴木美香君、立ち会いをお願いいたします。

(1 番茂木邦夫君及び 2 番鈴木美香君が立ち会いのもと、職員が開票)

○臨時議長（井上正清君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、濱野良一君 10 票、鈴木美香君 1 票、福本耕太君 1 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.00 票であります。よって、濱野良一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○臨時議長（井上正清君）

ただ今議長に当選されました濱野良一君が議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。おめでとうございます。

濱野良一君、議長就任のご挨拶をお願いいたします。壇上のほうへお越しくください。

○7番（濱野良一君）

おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、多くの議員の皆様のご推挙によりまして議長という大役に就任することとなりました、7番の濱野でございます。

大変光栄に存じますとともに、その使命と職責の重さに身の引き締まる思いでございます。今地方自治体を取り巻く環境は、大きく様変わりをしてまいりました。そして土庄町におきましても喫緊の課題は山積しております。しかしながら、町民、行政、議会がお互いに理解を深め、同じ目的と意識を持って、協力して取り組むことによって、必ずその課題は克服されると信じております。土庄町の行く末をしっかりと見つめ、心豊かで活力ある土庄町のために公正で誠実、そして丁寧な議会運営に誠心誠意取り組んでまいります。

まだまだ未熟ではございますが、議員の皆さまとともに成長し、執行部、町民のご指導、ご鞭撻を賜りながら全力を尽くして取り組んでまいり所存でございます。どうぞ皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（井上正清君）

これをもって議長席を新議長に交代いたします。ご協力ありがとうございました。

濱野良一議長、議長席にお着き願います。

休憩

○議長（濱野良一君）

それでは引き続き議長の職を務めさせていただきたいなというふうに思います。なにぶん不慣れでございますので、皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩中に、追加議事日程を配布いたしますので、そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時 59分
再 開 午前 10時 00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）
再開いたします。

議事日程（第 1 号追加 1）

別紙のとおり

令和元年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号追加1）

令和元年5月15日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 2 会期の決定について
- 第 3 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 4 決定第1号 議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 決定第2号 常任委員会委員の選任について
- 第 7 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 8 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 第 9 決定第4号 議会広報特別委員会委員の選任について
- 第 10 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 第 11 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について
- 第 12 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第 13 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について
- 第 14 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

異議なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

副議長選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 3、選挙第 2 号 副議長選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。
お諮りいたします。

土庄町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により立会人に 3 番福本達雄君及び 4 番三木俊明君を指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に 3 番福本達雄君及び 4 番三木俊明君を指名いたします。
投票用紙を配布させます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載願ひます。

（投票用紙配布）

○議長（濱野良一君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検・異状なし）

○議長（濱野良一君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1 番茂木邦夫議員、2 番鈴木美香議員、3 番福本達雄議員、4 番三木俊明議員、5 番岡野能之議員、6 番岡本経治議員、8 番高橋正博議員、9 番木場隆司議員、10 番福本耕太議員、11 番川本貴也議員、12 番井上正清議員、7 番濱野良一議員、以上でございます。

（点呼順により投票を行う）

○議長（濱野良一君）

投票もれはありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3 番福本達雄君及び 4 番三木俊明君は、立ち会いをお願いいたします。

（3 番福本達雄君及び 4 番三木俊明君立ち会いのもと、職員が開票を行う）

○議長（濱野良一君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、その内有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、木場隆司君 10 票、福本耕太君 2 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3.00 票であります。よって、木場隆司君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○議長（濱野良一君）

ただ今副議長に当選されました木場隆司君が議場におられますので、本

席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

木場隆司君、副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。演壇のほうへお越してください。

○9 番（木場隆司君）

失礼いたします。一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今選挙によりまして、副議長という重責に指名されました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。議員皆さま方と協力しながら、新議長を補佐し、また住民福祉の向上と町政の充実を目指してがんばっていきたく思っております。何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、今後とも今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして甚だ簡単ではありますが申し上げます。誠にありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に本議席への移動をお願いします。本議席につきましては、先ほど議長、副議長が決まりましたので、議長、副議長の席は、先例によりまして 11 番が副議長、12 番が議長というようになっていきますので、よろしくご理解賜りたいと思います。議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。

○議会事務局長（渡辺志保君）

それでは、議席順に順次お名前をお呼びいたします。

1 番茂木邦夫議員、2 番鈴木美香議員、3 番福本達雄議員、4 番三木俊明議員、5 番岡野能之議員、6 番岡本経治議員、7 番高橋正博議員、8 番福本耕太議員、9 番川本貴也議員、10 番井上正清議員、11 番木場隆司議員、12 番濱野良一議員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、朗読いたしました議席へお移りいただきたいと思ひます。

（休憩中、選挙の結果により各議員は議席を移動）

休 憩 午前 10 時 13 分

再 開 午前 10 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議席の指定

- 議長（濱野良一君）
日程第 4、決定第 1 号 議席の指定を行います。
議席は、土庄町議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。
議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。
- 議長（濱野良一君）
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
再度朗読させていただきます。
1 番茂木邦夫議員、2 番鈴木美香議員、3 番福本達雄議員、4 番三木俊明議員、5 番岡野能之議員、6 番岡本経治議員、7 番高橋正博議員、8 番福本耕太議員、9 番川本貴也議員、10 番井上正清議員、11 番木場隆司議員、12 番濱野良一議員、以上でございます。
- 議長（濱野良一君）
ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、5 番岡野能之君、6 番岡本経治君を指名いたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会のことについてお諮りいただきたいと思いますので、議員控室にお集まりいただきたいと思います。

休 憩 午前 10 時 16 分

再 開 午前 10 時 23 分

出席議員及び欠席議員

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

常任委員会委員の選任

- 議長（濱野良一君）
日程第 6、決定第 2 号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
常任委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
各常任委員会委員の氏名を申し上げます。
総務建設常任委員会は、茂木邦夫議員、福本達雄議員、岡本経治議員、高橋正博議員、木場隆司議員、川本貴也議員。
教育民生常任委員会は、鈴木美香議員、三木俊明議員、岡野能之議員、濱野良一議員、福本耕太議員、井上正清議員。以上でございます。
- 議長（濱野良一君）
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり、それぞれ指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただ今指名の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。
なお、休憩中に常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の開催場所については、総務建設常任委員会を第 1 委員会室、教育民生常任委員会を第 2 委員会室といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 25 分
再 開 午前 10 時 28 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

常任委員会正副委員長の決定

- 議長（濱野良一君）
各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。
議会事務局長。
- 議会事務局長（渡辺志保君）
各常任委員会の正副委員長の氏名をご報告申し上げます。
総務建設常任委員会委員長 岡本経治委員、副委員長 高橋正博委員。
教育民生常任委員会委員長 岡野能之委員、副委員長 三木俊明委員。以上で
ございます。
- 議長（濱野良一君）
ただ今報告のとおりであります。
よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

休憩

- 議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会の委員を選任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 29 分

再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

○議長（濱野良一君）

日程第 7、決定第 3 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。よって委員の氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺志保君）

議会運営委員会委員の氏名を申し上げます。

岡野能之議員、岡本経治議員、高橋正博議員、福本耕太議員、川本貴也議員、井上正清議員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

ただ今朗読のとおり、指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 41 分

再 開 午前 10 時 48 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、職員より報告させます。
議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺志保君）

議会運営委員会の正副委員長の氏名を申し上げます。

委員長に川本貴也委員、副委員長に高橋正博委員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今報告のとおりであります。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議会広報特別委員会の設置（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。発議第1号は、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてでございます。発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、朗読により趣旨説明といたします。議会広報特別委員会の設置について。土庄町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。委員会の名称、議会広報特別委員会。設置の期間、議決の日から任期満了日まで。委員の定数7名。設置の理由、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、本委員会を設置するものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

発議第1号に対する質疑

○議長（濱野良一君）

ただ今説明のありました発議第1号 議会広報特別委員会の設置について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようにございますので、発議第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に、各常任委員会を開催していただき、議会広報特別委員を選出していただきます。委員会の開催場所については、総務建設常任委員会を第 1 委員会室、教育民生常任委員会を第 2 委員会室といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 51 分

再 開 午前 10 時 56 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任

- 議長（濱野良一君）
日程第 9、決定第 4 号 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
本委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、委員の氏名を職員に朗読させます。
議会事務局長。
○議会事務局長（渡辺志保君）
議会広報特別委員会委員の氏名を申し上げます。
議会広報特別委員会委員に、茂木邦夫議員、三木俊明議員、岡野能之議員、岡本経治議員、福本耕太議員、木場隆司議員、濱野良一議員、以上でございます。
○議長（濱野良一君）
お諮りいたします。
ただ今朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会広報特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 57 分

再 開 午前 10 時 59 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会広報特別委員会正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺志保君）

議会広報特別委員会のご報告申し上げます。

委員長 木場隆司委員、副委員長 茂木邦夫委員、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今報告のとおりであります。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開いていただき、各団体の選出議員を協議、決定していただきたいと思っておりますので、全員委員会室へお集まりください。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 23 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 10、選挙第 3 号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。本組合議会の議員は、小豆地区広域行政事務組合同規約第 5 条第 1 項の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、岡野能之君、岡本経治君、川本貴也君、井上正清君、木場隆司君、そして私 濱野良一を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました諸君を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙

○議長 (濱野良一君)

日程第 11、選挙第 4 号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会の議員は、伝法川防災溜池事業組規約第 5 条第 2 項第 1 号の規定により、本町議会議員の中から 2 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、岡本経治君、そして私 濱野良一を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名しました諸君を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が、伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました。

ただ今伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 12、選挙第 5 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。本広域連合議会の議員は、香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、本町議会議員の中から 1 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に岡野能之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました岡野能之君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました岡野能之君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました岡野能之君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

小豆島中央病院企業団議会議員の選挙

○議長（濱野良一君）

日程第 13、選挙第 6 号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙を行います。

本企業団議会の議員は、小豆島中央病院企業団規約第 6 条の規定により、本町議会議員の中から 6 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

小豆島中央病院企業団議会議員に、三木俊明君、岡野能之君、岡本経治君、川本貴也君、木場隆司君、そして私 濱野良一を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました諸君を小豆島中央

病院企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名されました諸君が、小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただ今小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました諸君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

香川県広域水道企業団議会議員の選挙

○議長 (濱野良一君)

日程第 14、選挙第 7 号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。本企業団議会の議員は、香川県広域水道企業団規約第 5 条の規定により、本町議会議員の中から 1 名選挙することになっています。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

香川県広域水道企業団議会議員に岡本経治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました諸君を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました岡本経治君が、香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今香川県広域水道企業団議会議員に当選されました岡本経治君が、議場におられますので、本席から土庄町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催していただき、議会運営等についてのご協議をお願いしたいと思います。議員の皆さまは議員控室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 32 分

再 開 午後 0 時 6 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会運営委員長報告

○議長（濱野良一君）

ただ今の議会運営委員会の結果について、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

先ほど、町長より、議案第 1 号から議案第 4 号までの専決処分の承認 4 件、議案第 5 号スクールバスの購入について、同意第 1 号監査委員の選任についての議題が提出されました。

本日、これからの会議の進め方でございますが、これを日程に追加して、ただちに議題とし、全体会議で質疑・討論・採決をお願いする予定にしております。最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出と議員派遣についてを追加し、5 月臨時会を終了する予定にしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 5 号、同意第 1 号、閉会中の継続調査申出について、議員の派遣についてを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 5 号、同意第 1 号、閉会中の継続調査申出について、議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議事日程（第 1 号追加 2）

別紙のとおり

令和元年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号追加2）

令和元年5月15日（水曜日）午前9時30分 開議

日 程

- 第 15 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 16 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する
条例）
- 第 17 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一
部を改正する条例）
- 第 18 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 19 議案第5号 スクールバスの購入について
- 第 20 同意第1号 土庄町監査委員の選任について
- 第 21 閉会中の継続調査申出について
- 第 22 議員の派遣について

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 15、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）の件から、日程第 19、議案第 5 号 スクールバスの購入についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○参事兼総務課長（鳥井基史君）

それでは、本臨時会に提案しました議案につきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配布しております議案書並びに審議資料をご用意ください。

議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 21 ページになります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町税条例等の一部を改正する条例について、平成 31 年 3 月 30 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、2 ページから 11 ページになります。

提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容は、1 点目、住民税のふるさと納税に伴う寄付金控除について、2 点目、住宅ローン控除について、3 点目、個人住民税の非課税範囲について、4 点目、軽自動車税のグリーン化特例についての改正であります。

続きまして、議案書の 12 ページをお開きください。審議資料は 22 ページになります。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について、平成 31 年 3 月 30 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、13 ページになります。

提案理由としましては、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容は、条例の失効期間が平成 31 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日

までに延長されるものでございます。

続きまして、議案書の 14 ページをお開きください。審議資料は 23 ページになります。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について、平成 31 年 3 月 30 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、15 ページになります。

提案理由としましては、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容は、その条例の失効期間が平成 31 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日までに延長されます。

続きまして、議案書の 16 ページをお開きください。審議資料は 24 ページになります。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成 31 年 3 月 30 日専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、17 ページになります。

提案理由としましては、平成 31 年度税制改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容としましては、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しが図られ、高額所得者へは課税限度額の引き上げ、経済動向等を踏まえ、5 割軽減、2 割軽減となる判定所得の引き上げを行ったものです。

続きまして議案書の 18 ページをお開きください。審議資料は 25 ページになります。

議案第 5 号 スクールバスの購入についてでございます。

土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、スクールバス 2 台を購入することについて議会の議決を求めるものでございます。

機種、45 人乗りスクールバス、物品名、日野自動車株式会社 メルファ・デラックス、台数、2 台、取得価格、2172 万 6360 円、契約の相手方、美島自動車株式会社 代表取締役 山下博計。

提案理由としましては、老朽化したスクールバスを更新するため、スクールバス車両 2 台を購入することについて議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今説明のありました議案第 1 号から議案第 5 号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 5 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第 15、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例等の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 16、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 17、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 18、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）
日程第 19、議案第 5 号 スクールバスの購入について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）
日程第 20、同意第 1 号 土庄町監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定により、10 番 井上正清君の退席を求めます。
(10 番 井上正清君退席)

提案理由の説明（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）
提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）
三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）
同意第 1 号 土庄町監査委員の選任について。土庄町監査委員に次の者を選任したいので地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所につきましては、香川県小豆郡土庄町甲 5433 番地 4、氏名 井上正清、生年月日 昭和 18 年 6 月 27 日。提案理由につきましては、令和元年 5 月 11 日付けをもって監査委員でありました木場隆司氏の任期が満了いたしましたので、新たに井上正清氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今説明のありました同意第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、同意第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。同意第 1 号について、討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって同意第 1 号についての討論は省略いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号 土庄町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

10 番 井上正清君の入場を許します。

（10 番 井上正清君 入場）

閉会中の継続調査の申出

○議長（濱野良一君）

日程第 21、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、継続調査に付することに決しました。

議員の派遣について

○議長（濱野良一君）

日程第 22、議員の派遣についてを議題といたします。

お手元に配布いたしましたとおり派遣することにしたいと思います。議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和元年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 0 時 23 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会臨時議長 (井 上 正 清)

土庄町議会議長 (濱 野 良 一)

同 議員 (岡 野 能 之)

同 議員 (岡 本 経 治)